

意見書案第 1 号

良好な自転車交通秩序の実現のための関係法令の整備等を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月25日

福岡市議会

議長 森 英 鷹 様

提出者 福岡市議会議員

津 田 信太郎	大 森 一 馬	今林 ひであき
篠 原 達 也	打 越 基 安	川 上 晋 平
川 辺 敦 子	渡 辺 裕 江	浜 崎 太 郎
水 城 四 郎	中 山 郁 美	藤 本 顕 憲
落 石 俊 則	太 田 英 二	阿 部 正 剛

良好な自転車交通秩序の実現のための関係法令の整備等を求める意見書

自転車は、経済的で環境にやさしく、あらゆる世代が多様な用途で利用する身近な乗り物として定着しています。

一方で、自転車は危険な側面も持ち合わせていることから、平成23年には警察庁が「自転車は車両」という大原則を改めて示したほか、平成25年からは路側帯の逆走禁止などを定めた改正道路交通法の一部が施行されました。また、当市条例は、自転車の安全利用に関する教育や指導の実施、保険加入の促進、押し歩き推進区間や自転車放置禁止区域の指定などについて規定しています。

様々な規制や取組がなされる中で、平成21年以降、福岡市内の自転車関連の交通事故は年々減少しているものの、いまだ3,000件近く発生しており、全国では600件近い死亡事故が発生している現状等も踏まえると、依然、良好な自転車交通秩序が実現しているとは言えません。

自転車関連の交通事故を減らすには、警察官による取締りの強化が最も効果的な手段と考えられますが、自転車は、自動車等と異なり「交通反則通告制度」の対象となっておらず、違反行為を行った自転車利用者に対しては、反則金の納付という行政処分ではなく刑事罰が適用されます。このような背景もあり、警察官による取締りは、指導、警告にとどまるのが通常です。

良好な自転車交通秩序の実現のためには、まずは、「自転車は車両」という認識を広く浸透させる必要がありますが、併せて、警察官による取締りの強化を容易にし、自転車走行環境や放置自転車対策としての駐輪場の整備、万一に備えた自転車事故に係る保険加入の促進等も図る必要があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項について誠実に対応されるよう強く要請します。

- 1 自転車利用者の多様性等を踏まえた、「交通反則通告制度」に類似の制度等の検討を行うこと。
- 2 自転車走行環境や駐輪場の整備、放置自転車の取締り強化等、良好な自転車交通秩序を実現するために必要な財源措置を講ずること。
- 3 歩行者及び自転車利用者双方の保護のため、自転車関連の交通事故に係る損害保険の加入促進に資する手立てを講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、
国家公安委員会委員長、警察庁長官 宛て

議 長 名